北女閨記原

貳

ヲ6
1615
2

伊
門
161
2
巻

目録

おやち橋のる　茶屋町筋の事
八丁堀より出火して元吉原初て焼のる
庚申屋といふる　出所のる

揚屋各目並張屋廓喰尽よ紫華の露と付る
花のる　野の花のる　茶屋流行唄のる
徒まのる　　夜日の事
三ラクサイト云る　　義せひといふる
九の日といふる　茶屋火焚のる
正月賣初より略をかるる　大黒舞のる
京都の揚屋　茶屋といふる
伏嶋町賣傾止のる　風呂屋のる
揚屋の陸尺よ頁きとある事
揚屋新下駄をたき始る事
吉本武蔵のる

京都府立図書館蔵
九州帝国大学附属図書館蔵

西村屋の香久山を尊とする人伽羅茂多く来
来る子掃屋より香炉好きの事
掃屋より伺ふ人酒奥のうく掃揃る事
作殿源左衛門様女八橋を寵愛する事
益水屋の作香徳義心の事
平井橋八濃紫の事
けいせいのんらくとなる事
掃屋表秘曲の事
キリムキ町お火の事
山印屋の勝山を繁の事若衆の事
同家の若盛禄歌の事手紙抵女殺白義事野上書
牧家の事
丹前とは何
新屋の吉田屋伝の事医師玄庵伽羅宗財の事
豪夫吉良屋義左衛門左敵打謀判者を傷松尾八左衛門

小女郎記京毫二

○寛永五年十一月公儀所と堀江所の名ふ掃を掃る事吉原初掃なまじ初めて掃をいふ

●初めて掃を思案掃といふ事前巻に要しる記す所有

○元和寛永つゝ吳名を世名ふ初めて
とうしゆる庵よ寛永の名の小唄ふ

あやまちなり　前の行連るものなり
やまつりしや　あやまちなり　前の行連るせえて一
歩を契るそやく　あやまちなり　前の井連る
家度もあやとちさ　ろとのよる　名世と八名代
もちさろとの

○寛永七年十二月八日　町城のるより　あ火
祝宴ちを　前沢所　長谷川町　吉原新
燃えるより　浅田弾正　拾ようより　八本を結付板
一を　吉左衛門　賜へる　四度八　社田宗右衛門
とりまるより

○　吉左衛門　出　あるとあれ　小田原のもの　又八　小糸
家の　四門　より　使者する　四社　技　を　義　輝さ
吉左　あ　郭　四　中　又　果て　後　天正十八　小田
原　落城　の　吉左衛門　年　十六　四　果　吉左衛
の　外　抱　より　四　当　地　（京　柳町　と　京　源
ろ　て　この　所　より　行　長　志　ろ　低　城　を　小
ろ　て　和　ハ　く　ろ　ハ　ひ　ろ　ふ　ら　一　生　を　る　を
あ　ろ　に　別　ふ　を　ろ　の　あ　て　源　る

る語り給せ給へり。おなじ姫はおなじ
姫と云て小条の[illegible]妾なり。西保
元年申戌月十八日おなじ姫六十九
果て給へる
●世に妖女魔のごとき武家の果報
くして奪ひて逃へ給へる中納言
法人を[illegible]ると
○四条の不満田彈正忠親成おなじ
四条殿[illegible]成は[illegible]けはしひやのうを要と
いふものいうるを細うすると四条の付よ
ると[illegible]中[illegible]ると[illegible]けいせい屋を要と
[illegible]中四当代の[illegible]ふ[illegible]
中[illegible]東[illegible]六条代三位神町とは
天正年中より法人系之帝[illegible]
元之[illegible]世之帝[illegible]
太閤[illegible]四[illegible]

者なり所なくしなきを所なるの事を任ス如
瘡毒ニ付牢浪人彼桂女町をさまよ
ひ子細ありて人もなき所在をもって
て妻とし皆が伝ふるに京都伏見
桃の岩に住む中ハけいせいまちへ出
かんといふことをいひて妻が所へ出かふる
と申せしまいつとなく傾城屋の世
話の桂小女郎の伊達とも申しける

類書纂要ニ曰花柳苑何人忘孝節忠
信礼義廉恥ハ者ニ空しく傷敗ニ来りてハ
人として必すハッの道をも忘るゝといふ忘る
忘八といふ忘八と書てハ如何る道をも
忘れる事ともクツハトいふ和訓にて八妻
要有り伏見の桂女まちより起りし
ゆ伏見の桂女まち初めハ園部の十字
小道にありて妻のめしよりてクツハ屋と

名つけ申す海よ十文字の道を一方
ゆききてきて飯丁の字に似ゝるゆヘトシモリ
トヨム国て撞木町と名ツケシナリ

●後世の説に郭ハ行ものを町刻十文
字なる由へ廓と云ふ由なるとも書附
舎人説なる由〳〵それも人と女房宮
を始ふ廓と云へるハ如伝ふちり〳〵廓
をとハと書なと称ぬるなるへ〳〵

京都江戸北女名目

○一きゝ丈名目ハ京都より始る藝のこの
名なり慶長の比まて北女ともふ舞
机宴と唱ゝ一名ふ二三度宛比系の器
の芸能を揃へ舞ゝ文舞ゝ皆仕城
う節〳〵之世間ふ四六合中四歌ゝと四ゝ
ゆゝを稽ゝの余情ゝ花鬘なるものゝ
多ゝうゝと云ふ事ゝそなの者

支考流行の俳諧の行といふ低徊の勢ひ
と云ひしまま自らの俳句に於けるの想
名とあり又は芭蕉遺跡色紙を
支考も所持せり柳に桜を折れとあり
世例より小年改八歩毎度亮の繕ふ
とりは支一日の楊貴妃三十七歩あり
支京場所の女郎を支考と云ふ事の
媚嬌を小ふて支考と云ふ前京

都六条に三筋町あり支一の媚嬌を楊
貴妃三歩と定めて又この者と云ふ演を
女郎小紙をうせける支考の役八文三
の者をつとむるゆへ支考と云ふ
今小色紙とあるもとと
●元吉原の行事礼式云へくう
流儀の如く楊てよ行るの事変ゆ楊
貴九十日と成るをいつの行ふや

[illegible]

一 [illegible]女房[illegible]大[illegible]の[illegible]

一 [illegible]の次を[illegible]女房と[illegible]

一 [illegible]女房[illegible]寛[illegible]年中[illegible]

[illegible]その[illegible]

一 むめ[illegible]も[illegible]初[illegible]

解下の[illegible]

図と云へる[illegible]の[illegible]

[illegible]の建[illegible]

一つは[illegible]の[illegible]大[illegible]女官の[illegible]

[illegible]御[illegible]女房の[illegible]

[illegible]

女房[illegible]

○一 [illegible]の次京[illegible]の[illegible]小[illegible]大

[illegible]の[illegible]を[illegible]小[illegible]へ[illegible]女房[illegible]

[illegible]と[illegible]小[illegible]て

紙数拾五拾五と云ふ名を付ける

●揚弦行程小さきもの　浅草六十間

とあるものも拾五を拾ひ数

當世さんちゃ　さんちゃ

三十間弁慶　雅楽拾　新宮拾　三十間

十六番或は拾弦を拾ひ

江戸唐名前大全小曰を丈八三十七番

かゝる八丈二分数数業を全き唐

八丈分三分七の下八拾五人あるべし八三番

の所を定めて云

○一　唐女姫一口の揚弦拾弦之但寛文年

中に数業といふものを来て揚弦し

同く全百足ものなる

○唐の撥へ中は表を押をつけ四寸

三尺の小尾を唐の度さを九尺また

く行き武向或は六尺五寸程なり

中國と庭との高中に幅式尺ゟ又ゟ
天寸半の淵りきあり表の鶴格ゟと
庭との行例小長こゟ天に幅ゟ尺寸半
の縁をを有こ天の入口かゟん深の峻岩
をゟけ絶面ゟ紫草ゟて家を作る
●峻岩ゟ紫の草の家を作ゟこゟふゟ
京佛京の茅やゟを峻岩ゟ紫草の
家を作ゟこゟ勅作のゟ

所の美用ゟす支ゟ迷ゟ介不ゟて紫草
を用ゟるゟこゟゟ行の圓小ゟ今ゟ
ゟ

○右高の格景を記ゟ事ゟて論ゟこゟゟか
ゟ事ゟ元祿ゟ年ゟ高ゟこゟふゟ事ゟ
り想ゟ京京の古風古家ゟ失ひゟる
家ゟ事ハ淺ゟ家ゟ崇ゟもの有ゟ是ゟと
記ゟ

房と房といふ所にて、西此事中法のきり
古来を伝へしるる首一の天四皇女を
かくめるるをたち法の留といふ所へ法
うせのふとて彼の地へハ社得をせのはす
して 藝長廣法へ行せのしは所ぞ在
るを海縄の後ハ旅れ宮女を出すしを
ぬて四皇女を志くし廣法へ行て天
法のふは所戒国ふて旅をるをかく

又帰りをゆんを叶ハ彼宮女まう
きのの勅志ぬしをこをふへて
廣法あるる ハて京を房をえし多せ
るるすし 拓女のるのをとるるをいし
あるるハしるる中法彼を房を走の居ぬし
しるる房といふ房ハ帳をおるし
帳のるる国ハ紫の家章を有る色
すして拓女の居るを つるのをを云

の主人の妙ひ給ふ業平を生る絵八今
の為之弱といふ説彼宮女達の詠をつ
きて之弱と云し事と詠り伝へ為り世
事行の社書行の記録よりいふる知
られ吉さきの詠り伝へし色こ
古為女院の一説に業平一ッの技なり
語陽東山知恩院流に宗山宗光大師の
四伝記あり宗くそこ代の帝衰箱を
深き世の論家より事一の家之多世の伝こ
近代義山和尚の伝解して行状賛賛
と云書あり女より播磨室の泊山て一人
の妃女之人を云伝十為を伝更せる
を山伝解より同事の也老より伝を引て妻
と申る若小杖の天皇八人の妃妻を
七道ふきこ若の名を為先伝さ見妃
若の聖鶴なりと一事に妃女の家の長

加賀国を領して小松天皇北野天王判
加護問答と云り江口神仏室参詣の
紙幅八世の末之
高女帝と申て世四代桓武を受
ま幸今世る事いうえしく思ふさふ
をあるべきまでも未だ多へ多る不経思
ひしく侍ら

●或書に門流に安徳天皇八海落城の後
その宮女達乃小海に死よりあくまでも
ら世長元年の関の色よりて移海
を出ぬうきゆめの物ふ者を行せて四を
おくりける歌の上落ありまして人々を
答を出へ多りとをけるう伝の事
にのまてるや門流の女女を歌小山の海
伝居ま従て本無の所の波せ一ずしその
思本書ちを遠国と云伝へ云ふ

芝等をとゝ遊へしとやうの事

○一 兎いとゝ籠せぬ小女童の名

● 扨ものよりつるとゝ古へハ支拵よハ兎

二人と人を連たるちやうさんちやを一人か

うてをつまぬ接ありしをれハ宝

永年中新所中通り屋のこゝ

ちつるちうんちやを前二人兎を連ある

を咎めらるゝ一人を妹女前の兎と云

流ありまゝ世の例と成ありしやう

うまとゝをの世をゆるゝと云一つ

延宝年中のもやう唄ふ

行てをよ兎を神の時もとめと

兎しそうこハあけやの神をんの時ちよい

ちよいとゝあるしやう

○一 殘る又名唐車と云伝よ象戯の汚の

唐車を申りてといえを唐車といふ

なを八花車と書て華と読ませるといふ
如何なる志なれども花やと云て心ざし
うあるべきことにてかしやと云しりへ
と云しまり又屋うての名を

花車

やうて女を大車と云て八つうるまでる
と云云を八大の字を云悪て花字よ
云なて能小はゆるを

●後世小さきをもて車とはいはせしの上
為るをうけ引きて中ふといふ小首てか
くのすべしを京都なれて小てを俗庭
なるの女房のるを女車と云ふ

○京にて宮人小殿る下庭の御ふ
お人のをもひ小てきんせひの賞を
する者を云敷ちといふ者を行る老
人小年しる歳田伝長云の世代京都

に似て我を慢するといふを敵の名人あり
しかるに近き頃九年程より敵を持て
て折ふるまひをするを中に
を人伊達と云しまよ女形にて
不思議なる男なりしかを敵を持
切右小て出伊達文ありてを
にふ人を慢を生得あり是を思て
用ゐるまをを呼よあしかし

伊をまとは陸奥の国にて
を慢を敵不和をの人伊達に
を敵小分沙うの事を勝て伊達
うるとを敵なりと中をしるを見
まして人を陸奥を人の言ある
折ふをを慢を敵をいひ
もしまとふは慢世流の
を敵の人組なるを又或右の人しか

似ふらしてものうとましく但し敵小袖を
仕掛てあるものハ似拵ずり出るものと
なりつゝ出ふ痛あるて常蓋より久
しくひきまづこさ長くものゝ不付紙を
も敵の多人なりしかるに人名を付不
申ものハ中先を為り敵捕小袖を掛
ても敵を持せてあるしとなふ
○そのかつゝ捕を古へより敵捕くさいふ
昔ハ弓矢ハ床机を用い物ゝ方ハ敵捕を
用るゝ一つの法りなる弓の床机と物
方の敵捕とゝ云へ多りを図表云の付
一四式之書のなりしふ十二人の小敵を
云 作りいつもふを一番よりくあ出し
多者を形にせむとなりまてを鎧世
又次市ハ敵捕の底よハシヤをつめて敵
を入を蓋をとゝる上下り敵を張

四人あるなり一説に敵を云て折かしを
四人の部分を部しと云へり

●後世年配と云く俗の姫君之徒右より
申流の云く敵対する四人之文ふ
対して敵陽云く祈ひとひあると
云へり過世警ありして俗と名者
と聖を敵と云ふ中一人の云ふ
と世四面附八男女の警者と云ふ

おなしてあに聖女の俗と名ひとを敵
小云と云

○一 紋口少神の紋八不知れも云ふを
少神の紋ハなくして高貴ひの口
と紋口と云ふ京ふ云ふ紋口を略して
七口と云ふ七口八京の云ふ

○ 俗城の云葉小云年の云ふ似合る
花鏡と云ふ金情を抜む者を云てこヤ

ラクサトイフ沙紀尊就前の三國を
ふりて新女のるもとをやらうといふを
又字を玉紙理と知るに又三しある女
房探の姿容の伊達風流よりあるとい
ふ女御の細腰のうとてをやらくさひといふ
を書しといふふを那波あるとふ智恵
あるてをるをとらくをひといふ彩の如
しそふをいせひらをやらくをひも

○三國の言葉あるる歟

○ヒヤラクサイといふ上一説あり角所の年
号に寿えといふ右を世寿えに用ひける
八番記中にを御屁を似て手一とをる
流を新撰八次をれも歌書あるあの門
詠るあるぬかるるれとをう八屋も
かりを法ひいけ余情をこのを庫は
番くをを白袋あるを懐中して大ひを

蒔くせりいせしら菊よていら色しこさ
新月さる人あり今盛なるけいせし
さ雪の前ふるふ少御所をとゆこさ
志えてゐる彼京者の人の庵は唐
の白いとらいせしの御所の白と混雑し
て庵をくゆいと詠まるいぬまし
給よけいせしの口くせの言葉と云ふ
とゆこさ見を又たしこさとゆて一集と

ことゆこんと云ふこ
志ゆ八酒家と半て高世をふ志ゆまま
るゆ之國まて拾女のこゆとをふゆる
見小て知るへ侍を世志ゆくさ
いとをふ言味ハかこ遠ひゆるゆる
も大国小見るゆいつまゆ後之國より
知るる言葉なるへ庵は所をたか
しゆんも行こか杜撰と笑ひ

○古来佐殿の言葉よりの人の接物ら
くおもへてけいせひよりの対し奉へ問へと
言ひてさ一生いらつうまくこの人
のものといふんぎこんちゆえひりさえ
葉の実を議り学ふの為えん勢ひ
のある人を義経といつるのあるも
彼北女のイカイギセイシャといひしハ古こう
言葉にて古実ふうこせ法ふえらるる

イカイハ特殊なる事にて大といふ言葉の義
ひとも義経と事てて北羽の富士山の西
北よりの城表流川の北女ら群集せし
時里に冠石義経をられて北若の所
常よ方 行ひと言へう見かして北女の
ちに行ひ海のるかあまて義経を
所へ伝ふ義経ふ所ちとあれハ
やはるる業物をも指望て居迷業

しとゝ[illegible]は拾女を宮ふ人の拾物
ま[illegible]さを八拾女の言葉ふいゝ義朱
ちゆといひ始まし[illegible]

●
附代の流を世とゝなりて多く
後世毎なを称もいゝ[illegible]ふ書して義紀
と有るをあるゝ[illegible]まとこれ義盛と云
へる事八本流の[illegible]ゝ
[illegible]敗を用ゐる八義朱と申

○
拾屋は九のゝといふゝ正月八七ゝ通ゝ
十四ゝ十六ゝ市ゝと[illegible]ゝ正月一ヶ月と
十ヶ日ゝ比九ゝ義[illegible]神ゝ志ゝ
を一信の業用ゝて[illegible]人ゝ[illegible]清ゝ
艇八ゝ文の志ゝ[illegible]ゝ
一信拾四成の[illegible]ゝ二ヶ月十ゝあまゝ
十ゝといふ世紀ゝ[illegible]ゝ言葉ゝあ
ゝて少ふくゝ四へ九ゝ多ゝ一ゝとゝ

十めんよりて丸めりて名付けし仏古来
八月小浜にてはじめて人にそめる
白紋は大うち丸のもとをいふ
●手頃の色彩と学問の四えのうち形ち風流
はいりるもの色色へて面白むの
なる者と十九をいふ十九の外
世業なれも流行の自由又大イの
こと者と俗名のたりあり俗さまを
字の思ひをぶうちにたもつあるまれと
の流行知らへうつ実あるの月と
あり同じて三月四月をかこ色大とふ
そのを楽てるの大うちまたまと楽く
元禄の御世へうる和の場をそ楽と大女
前屋うを徳女前しに俗に楽漆て二月
初年の江戸にて楽うう面付八ちをうを
あり

●一正月買初て蛤ふかさる吉蛤賣大門より
入て蛤〻と賣り歩行き賣とうふ売も
商人の売ふ吉原より買て祝ひ事切りとふ
祝ひ事切りとふ商人大門か
入て賣りて吉大門へ又入て返て
大門より入て賣る下り大門へかゝりて
賣賣かり買ふ人もとより来るの
うを買ふ是吉ことのかるし

●一正月大黒舞とふ者ハ初て来る
事ハ正月二日か大阪二月初午来る
之初午の後か大神楽参る是ハ
賀りとよ事れとも下て十二月迄
大晦日の夜かと毎年来ることの
京教の揚屋より座敷とふ者を
正月三月五月七月九月
世ふ芸絞りを酒本の供をあ人か祝

ひの国をあらため

天文八拾三年文　　天律元年文

岡八三貫文

○慶長年中迄ときけいせいの町賣ときゝ
ゝ所ハ庭ハ茶屋何方ともなきも
なれども元和年中小低城まで一ヶ所小
ハ仕来り町賣ハ停止之志ろまとも
神社仏閣ハ来法のまゝハ同也に
ハ成ともなれども初法よりかこつけて勿論の
方へ立寄沈をよ毎ハしゝと咲きした
町賣小給変ゝへ今れも各ゝ毎ゝ世
るを四角にして寛永十八年の比より
在所ゝしを大つゝ和へむさと低城
ともを町ハ京都の海原を四様ゝし
町賣ゝ所ゝ所ゝるが是も寛永十七年
辰秋中町賣四角止同付小商賣の

至むかふ　結髪

○寛永十二年の比か所中に風呂屋と
いふもの無して抱女を抱置
商ひ高賣をなすもの見ようして京
都に衰微なりしを京人
八風呂屋と仇名を付て嘲りしを此
をかしきをふんう

●法善寺一ヶ所なるは延享長

中ごろ八幡城主松平隠岐守殿
しなりしを此中に新を並集所
多き場所ゆえ

魏町八丁目迄　抱口新
塚倉町筋迄　宮田町
大坂町　船場平

如此なりしに後黄屋町に一流よ集
りし故まさに風呂屋といふ

その出来あがりをけてと神田明後日
京都祇園町にて八坂の神輿渡御
過世えるる器場所のおと

○
元吉原にて八百の傾城女郎の
揚屋へ参ふる男たる頭巾
きあるを六人ある後ろにて組合せけ
いせんを長さ三尺程にて色をとるる紙
を長くられ面の絵を六人ならのごへ
のせて張籠をしたる衣紋をひきくろひ
おもてに後ろより長柄の傘をさしかか
けあるる神輿くるくるしと

●
慶長の比まで法華の女中拍子唱
とうとふる梯子にて多くは八人
頭れ多りとて既に八幡を冠り頭
巾をかぶりて丈夫に見をとけあるる

と家とをの女房板をそれを写して
面のほとりに屋をもうけんを今
の地へ移りてより揚や行ものも繁昌
あるを写しもうけるいつの比なら
ずして面のほとり小八歩行わたるを
もなりぬ

三馬桜古き、吉原の繁昌或ハ八文字屋
自笑の著述の草紙おほき史の屋ハも
あるもうもうあり屋おもの
絵ばかりにあり難く

●一道中といふ言葉もいつまを古きものと
ふへしう

●一今の地へ移りてを右ひだりに袖うち女
郎のはんを面の又を面後のあ
しき打うちを繁ふを家ありるが
新造ものを面後板ほをやは

り歩行して行ちがへ後ふ瓜かくし
といふものをて向ふ巣法の不通りて
瓜を隠し祝をまつ中つけて京町
の三浦より芝を用ひしより当時江戸町
三丁目松葉屋市左衛門方にはの余風を
又三浦の花魁正月二日お初ものを赤振をさ
しまつこをそ松葉やまつ方法
りて正月二の花魁をも京角の振を持て

見せ余風なり

●一花魁の踊りを履はける初ものを角町菱や
格子方の芝居といへるもの伊達か
るものにて初て履りをまつ
るく一流となりてあ
まねとなるもの
○新町仲合格子といへるの間に毛井
とて唐の女郎を彼よりまた二月の名人

文和武蔵ノ国を別て同所の揚屋高三郎
が許へ打く申しける寛永十六年の云
中紀州の浦京より一樽送り西国大名迄
云ふ 行事為の砂糖黒田家
の幕下へ云て彼の紀へ送て云
并小姓をの中元高三郎方許へ来り揚や
る愛宕の用意をもつて武蔵ノ指
初て蔵を武中お遠へ云雲井を取

縮緬にて袋を拵へ蔵を
結ひの蔵を負ま雲井ノ行屋の小
神を裏より負て行る黒漆の陣羽織を着
しるし云文指の松安も武蔵坊
と申しん人の配をとりて中の
町より辻集して張り賑ひ賑ある附
代文和ハ御を武まてる高ちの
して云れ陸列の附屋をの大

門の作り道の馬小屋家り雪を進
て歩をはこぶると云

三馬云 宮本武蔵肥後國熊本にて
佐々木巌流と剣法を試合し一覧
ホ巌流小野隠しものなり巌柳淵とよ
び来るもホ宮本武法ヲ謀談ヲ要し
新町少村玄之丞ヲ傷るのき家ヲ
一流の名人市橋如見斎宮本武蔵

武蔵ハ為之なり江戸所郡下目山田屋之忠
角町並本屋源左衛門ヲ武蔵ヲ
之右之人佐々城一之進を祝し遣る
武蔵氏ヲ源角附豊前小倉城之の家
ほとなり武蔵ヲ馬宮本ヲ
家あるなり

江戸町西村左仲の家ヲ居久しと云
名元の支ヲ一ある附左仲ヲ

[illegible]ある男立寄深の勝月と
同来給布を[illegible]て[illegible]雑とときこゆし
持小袖袴と法[illegible]の成りて那羅[illegible]して
[illegible]物うとへ来てゐ集団たるう家内
門に番人ふとものといふ名の女帝の
あるとをそれを[illegible]といふ[illegible]ハ
迫和迫まるつゆ[illegible]ゐと尋て[illegible]
[illegible]女帝を一寸[illegible]て[illegible]

朱[illegible]うとうと[illegible]ひまを打[illegible]女
房[illegible]合せてあ[illegible]ものまい
々ア[illegible]揚屋へ[illegible]第宿ふ[illegible]ぬとい
ふ[illegible]へ番人ふ揚やより[illegible]女房
[illegible]のまれたかくふ[illegible]て彼
男人の例へ[illegible]番人ふとも私の
てごうゆ[illegible]えの侍をたうけかをを
[illegible]ふ[illegible]て[illegible]茶

を渡てあるゝ所れは彼立和人あるを
四方をとゝも迚のうたに四瓶の酒の一ツ為へく
くこゝろとゝ人をかゝくふ兎ふいとて酒
をとゝ〻くれを方を法ハ為へぬとて自分
と婦婦を持て国妨妻の例へ行被る
長ゝもすまかゝ人の伽羅の刺毒を知ず
ゝ為ゝ国妨妻へくべ婦ゝをとして京碗
を一ツ飯ゝ為ゝ中ゝとて番々ふふを
ゝかゝ山義ゝ飯て返ゝれを又続く
二ツ云ゝ去ゝて〻て方事のお女郎をゝ
〻酒を給て云ゝいと礼をいふて帰し
の行方の人をゝ為ゝを知ゝ飯ゝて
京仲女房彼伽羅をゝゝんと云れハ
番々人山ゝ〻ゝ田舎人の振ゝを過へ
続ゝ為る度方の態ゝ四為て故ゝ
ゝとの〻ゝゝを為ゝ為ゝゝを

[illegible]八[illegible]ものさ[illegible]ゆせといへる所物女
房とむとてまたなもあるれを一ぢハ
[illegible]とてこゝ京京の所の[illegible]荒しゆ
[illegible]ものれ滝れ白れ
行[illegible]て御屋をあるとて滝むかりに
荒りりとふ二夕月まりとて芝弟
[illegible]徒なる河人来てかゝ山三度迄
来居して連行しゝ実ハ所人ゆてハ

なりしとや
後年まる[illegible]御屋の上を履行
とゝつる世つを見ホよ[illegible]
り保香久山ゝ[illegible]首屋所にあ
[illegible]御屋の上を今ゝ今の
地へ移りて後なりゝ世迄の[illegible]
[illegible]の部御ゆ[illegible]ふれゝ溢者よ
迄ゆ中移とゆゝ[illegible]ゆへ

夫御社の事をかけりて是をこれ
虛談なるべし実に実なるあけやへ
ちの入毎に香をぬりへき香を炷ふ
あり府の公家ちとふちの一名のこ
ろふ所にてこの炷をかのうへと
も此道の志きものなきもおろく京南を
絶なとせしかハ反もして四例へ二ちの
香道のあるふ志あるしるる各香

をもしてあるしてこの薫香を
ちりのうちなりとぬるとぬりもしの事の
主家家式第紀なる各香をとるなるべ方七
八寸斗なるを物へお入炷もとれも
主業の四方にはあるて弱て斗あり
例なるものあるまふとつ多へるを
とて、あるとを鄉の酒とて清ものるう
主ふ本主後をを木のくらふあり

あるとそれを御殿の中流あるとそへり
常よりへる番ろへ山ろ流と因ろの海之北
ろ云所をつきそ代用の言尾より色て
めろ言尾を茅積志の中ろ考之（今按ずるに積濤二丁目水気八幡宮といふあり）

○寛永二十一年三月ろめるのろ西國戸
の家中の侍ども以ては法人ども京
之後ろ人達て江戸町と京町の名
を付ろ揚屋ろ之へ来て京町

ろ揚屋ろつ揚屋のろつといふ女
郎を置い江戸のことあるようにかつを
舞ものあいたつしてろ程とろろろ
て揚ハまたろたまろ業帳とそそ
家へ帰りしと彼四ろ之腹ろ揚屋
を出ろつを呼ぶ揚を連て来まて中
ろろ之へ言ろつろろやろ家ろ行ろ
つろふ四ろあるまて中世ろ四つろ八年

に思ひなしてかくまてハ彼五人の者共ハ元
より酒狂のふるまひや腰の刀を抜はなて太刀を
ふりあけしかハ揚やの亭主を初召仕の
者とも悪逆出を揚屋にハ人独りもなく
にけさりぬ彼五人の者いよいよ募りて揚や
の戸口をとさして立籠りしかハ逆不和の者共
都合て中より揃しかゝりをかゝせしともとか
くらつしをとまて気をき棒り揺りし修
ちらしに説えまりなても悟悪せんとそ名る
出入新の者を召捕し棒りさ人清左衛
主へ行和の浮動なきハかつとをし
説云させ彼の多くとゆ出へ之人に是
遊なしく棒に会意をせて甚左衛の家の
前を遠行所人を用心して棒をとえ
国を取り多り扱りつりを大小をと実て
秋年の思案出へし友の帳をもて

右へ伺ひの四郎兵衛殿より江戸表へ
きて彼面々問ふ
案内を細々聞て伺きとの
ふ秘蔵の女房あるきと自然あやまち
ありてもいかゝ
あくのへも保表に
きとしかるべく
殿へ伺ふと
きとも今日にて
きとり出ずの
ふとの揚屋より
も廣くの仁とおもへ
かくの義も四郎
面と問ふ
八人賀ふ
十七果よ

ありますやうにもしめ
江戸町の町人より十左と
江戸表へ彼行て面ひ合
場所と急変へ
忠あるを江海へ
十左つを捕へ問ふ
十左つる十郎と
世中と笑ふ彼

揚屋へ行こと者ども来り親少て五年家伝
の用ふと云中ら獨り娘を四人盛を代りに
乗とを云れ清少と云人りまと世伴ら
代りに来しハ神妙なりとあるハ親を
詳しきハせとて彼十郎と十郎を
人質ふ元屋を遠方へ行て四箇ふ
し時世世を知りまと是ふ乗ふ
四郎ふ所神尾伯耆守様へ四郎ふ

元八人同ふ元四郎ふ人ども多り梅右の人
質ふ捕らるまと多る十郎ふ四郎いろ
中ふれと二階ふ梅二十場のうしに小用
せとと云しまて梅二十場ふ小用まる神ふ
又せてとまとまかるの下ふ居り京町の
裏ふ入へ逃多り梅四捕方の家中ハ揚屋
ら戸口ふて四の紙ふと四紙ふ
又ふ入ると中ふと事別ある四方ら居ハ

結束人一味して五箇条を面へむきと
押出捕へんと欲するに若の中元もおそ
怪我うるさい宮ハ方便を操行ふそ外すか
しかし大金小て一度に捕免捕さうなと
て出刀元の円を人戸口に立表の格子を
蹴て出円ふ五箇条中の円へ
文度るきるに一人格子をひらかあれと
ハ行しかし円すに結束人おて行るそ
と云ふ刀元ハ行しハ員を神尾
伯耆守組の行来ハ中若小ての行成の
る事絶るさるにて紙小張藉海
を紅所人を割り紙海ハ伯耆守
細と事屋繁小て自宅ハ伯耆の
人とあやりうたる所の碑牧の余
りと出へ無れを五紙を人へ吳屋戸
五本遣海まて張ふの後方ハ吳俵ふ

言ならば百里遁れとのる事に依て追ゝ
笑止の第なる猶も場所をかくし
ゝ後を見ゝ御沙汰の上居候を見及て
搦捕奉行所へ同道の後しこ行は附
彼者ゝ返答小八行の儀申付候承知
ゆ保なりゝ探索も候の上仰をと被成り
手振に申募ても更に悪事仕合ふは他探く
長屋所へ引出し是場所にて搦捕ら
まんとのる事か申ゝとまへハ乗る倒しと
いふとカ成まるゝ存ましハ御威光まれ
う搦捕申て繩付十人ハ天罰めぐるとも
ふしにをと悪ゝの後人をあやめ御法式を
背かまつりたる方ゝ此もあく迄高座の
砕けめゝ小判を其ゝ笑止千萬の時刻
猫ゝ猶見不訴しに以悔りあまつて行ゝ迄
久ハ彼行しも漸く今思し是はまこと色相

遠方ニ而ハ四拾三文ヲ取ル江戸遠国ノ
所ニ而ハ壱文ヲ取ル江戸ニ而ハ
俗ニ云ル所ノ表ノ町ヲ云フ世町
人ヲ以テ拵ル所ノ町ヲ云フ
ニ而ハ一人ヲ以テ拵ル中ノ町ヲ云フ所
人ヲ多ク集ル所ノ溝ヲ江戸町ノ方ヲ
大門口ヘ出ル所ヲ江戸町ノ本
町ヲ以テ三人宛揚屋ヲ江戸町ノ本
戸ヲ開ク同ク元仕待清ヲ江戸町ノ
揚屋ヲ遣ル際ニ差ノ元ヲ人ヲ
ヲ以テ清水戸ノ間ニ而ハ人捕ヘ河
岸ノ者ヲ以テ清ル者ヲ溝ク
所ヲ云フ以ル右ノ間集ル
ヲ以テ揚ル中ノ桶ヲ桶ヲ

結合せ小袖ふてをあめをのふくろへ入れ
をかふりかけらるが捕へらるゝ付道ばふれ
出し一番人へ実らるゝ神妙至極なるべし
若年の元服振舞を実者ゝ痛多かれども
組代毎年集ゝ一人ゝ場銭行来とて
も一人の口ふてゝ出ゝ云ふ
又町中家毎ゝ提灯とゝ出ゝ
動ゝ右の者共俗家ゝ稼ゝ書所へ
まて集ゝ出ゝ総合ゝ俗家ゝ稼の
行ゝ十人の口ふ一人ハゝ廉者ゝ
あまゝ又人ゝ人きに成ゝ別者の
拵ゝ張ゝ
出家をえ云ふめゝつゝるゝ老
ゝ者ゝ拵ゝ集欲ゝ少ゝ
きいまゝ戦ゝの余風消ゝ
の家ゝ友かゝの必ゝ成べし

●文政享保年中に堂社仏閣の面白き
所とて見る者沢山戸町武士同大名屋敷の
八橋と云へる女郎のうつくしきを世
八橋が所に通ひ男ありて次郎左衛門へ毎
度逢ふ事なりしが次郎左衛門
方へ行のち八橋うつくしき小ぶ
男と云ふ噂も八橋八次郎左衛門を
頼みにうらさく思ひて急角不殺の色
を云ふなる故次郎左衛門彼方へ行ち不在なりと
て京屋敷の花屋へ頼り方へ頼り毎日
（次郎左衛門の名 相模屋又兵衛）
（大の角屋敷の居宅を意）
相模方にて八橋を彼男と大
門口へ送りて帰りけ花やに来り次郎
左衛門と云へ八いまこの二階に居るとの
事故八橋を階へ上り中程にて一ツ二ツ
言葉を出せしを聞き怒り叫ぶ
も次郎左衛門八橋を上すり組合

接ぎて八坂の前を西へ曲まりて北へ行き
き前を巷所と為て繁昌の小路なり
かゝりれも支那の陣地とありて郭中より
城埔へんと云へり又北方の二階の
連なる高楼へ中の所を仕へ飾け
る絵なりゝんてゝへるを大
つ今所は前を高楼へ鞠を為
す撃に沢前を見すべゝて飾
はせ給ふ高楼より鞠を為
き皆集りて御世捕へて之を
しるとぞ

●此荒場城場なりて毎度作りて紅
ふ志るるゝ世の人此初る西之志ら
世沢前を面白きなるゝ時変を
変業とせ高の使方の新しふ
て慶名なりしやゝ

万字屋八ツ橋佐野次郎左衛門方の事なども
江戸著聞集などいふ書物に委しく
書物出逸意識競弊古今使客傳に
佐野次郎左衛門と呼べる仕使あり幡注
長崎奉行所の役人の同人
なりしか疑はしく
京都の頃も揚屋茶屋の高楼小名
く物語りを返りしかの忘れの法なり
物干を伝ひしく逃てうしが捕吏の頭智
まて為るとるしくしく流し或ハ秘妙
中のものの小くく下もはしきかけるバ
屋上をべくしたる衣意をまるひを
ちて捕しまこしまこまり後京東
にものはしを制禁ありしとや但
裏のうたハ用捨あり世ものて江戸
著聞集に出あり

古今使容傳ふ知る渾名これおてを
こゝはあるれう

●
さきを別淵るあの落合るとれを拓
女の新遠なるものを知れ是を名代と
ふこと別同しをこれかゝりこをを
ふふ

はたの名をとおるゝ所ふそゝし
あ二あり之あのあを述んをを
さへあるに漢てを漢をの載をいつを
を二世とふころふをやをををめく拭
にこをとふてをふ新るいををく
成をこおゝしを別るをかこ世の樓
らもあかもうかあやしう真るるる
んををえを別を拓ふ別安ふ別ふこそ
一板の京を之あの只異　花流

○
西條二年の冬霜月の比を角所

並木屋源左衛門と申者の家ハ代々
横と申し候ハ、高女房の名ハ武蔵殿
を切て左右を結まつる所の新参
右之方様の四郎左衛門と申る者
私ハ月番ハ、の所に詰居申の者
如ハ中ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
之方様ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
と申新田私之人をつれて遠帳を長

私ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
四郎殿の方ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
四郎ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
清書而ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
お松女ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
事の ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

ここにかはは妙姿縁を幼年より召仕ゆ処に
年生志の悪盛女にて夜ゝ書をよみ能
おつとめ新妻先にも成ゆく季と来たる
年に成ゆくも芸えしゆる彼との子の
色子彼をしらせてしやとしらも[illegible]
ぬを振て彼ゆゑ三人なから[illegible]へしと
めゆるきつき[illegible]書種を集めて帰り長谷
川町あたりいふちやにて見のことく成家

取彼[illegible]ほかさ年の[illegible]とりたれと
実は二三年見聞しかあの見しり是は
西東方の六大名の家中なる人々とは
へしの年豊りにて思ひまはしるらい
まこと今の門にさらはうち入人数を続
く[illegible]に今も振出流へ
ゝもちひつきえかへるうちこかくの
ありまゝあるれこゝ[illegible]の誓ひかれ

佐番頭の返し

佐々木の世のうれしかりしを思ふに

毎日きき圓のなうさらさらふ

とぢかし給ふ出あと並てう彼侍ハ

殉死の人なりと扨ふ世へ世にて

さへ佐番頭ふ別深しへ人をの人ともも

しとそひりる山石川すとう色きの

ひとと思ひもとしたりかかし

てすりはるとかの祖とて並本屋の方へ

来ぬ志らしの中と世ふ不ふ毎分

多郷なりしうまにして神業のよう

まかほうまへと知る人なりて又二と

まて佐番頭の奥へと吳会ある長屋

を作りて手紙ふ添並本やの方へ出し

別てまうほうの方へまて是と合拾五

俵まを取り

○孫金教高丸の門に微妙と云る白拍子
を妻の夢に梁塵を教しに年の程
なく白拍子とめくらしたる頭に感ぜし
ままや彼に微妙に著名の志深く
建仁二年八月十六夜家を捨て師の つ
ぎ祖達坊と師とし剃髪をたち
出家をとげ達尼と改名しなる
や家より古郷を集り保元兵乱微妙小野殿
世打しに平愛の出よ歩行へ出るものと知
らん為にて孫金へ伴微妙の為人の
と呼き始り給よせまり祖達坊の居宅
彼を理にに祖達坊と捕へ給ふ歩
御志ろり伝く保元乱の物語を義
りしや彼の物語を云し家人の振
舞ままに大よ異なるり
●
妙安とて孫の正しき法師なる後二年

之浦や四郎左衛門の桂子清基と云人の代
々二代目の濃むらさき 殘年井桂八ふ
是別しの桂八魚の霧敷をもて敷
捕ゆ仕度に 仕事しの中流の者を送
發を目黒の里に葬りて一堆の墓成
しぬ志ろせし後清基しを行事のさう
風情と苦界してある事文に訳しを
清と清基さしぬ清基しをその清のさ
きしし夜よそこの方を方とはけが目送
行き桂八の三参弟小て三送をと知まる者後の
數の後所小て三送をと知まる者後の
りて桂八の墳と双て蒙墓あり是を目く
ろの沈墨塚とて世小伝く知る事あり 城
ゝを知まて連歌の撰とうしかるに
死をいて歎す桂女の貞操このかさう
小ゝあゝ称しを目十寛ゝ記

八幡梅

我八幡に咲つゝしの花よりてらはまし
ちゝぬ宮小森はゆよりもし笠の出よち
ゑの松の木をもしたゝ笠のさゝ宮
つもりゝ笠のもうやうゝもしき
年井筒八と清水のもとの比丘尼と
うゝゝ小男八幡梅の間と云
小葉の井筒八ら年蹟八宮寺石井明

道忘にあゝゝ
宮殿のもとの酒之馬三ゝとゝ寺ゝ同
墨のる梵論寺ゝ比翼塚と見
しゝゝに墳碑ゝ比翼塚ゝ銘ありしも
あゝゝゝ磨きて銅沼をもて泥ゝ
碑ゝどいうにもゝ苔むゝるをと
そ拓美もゝ磨きゝゝいたゝや書
位の四程ゝもゝ推ゝ歎ゝ今八

以ての外なりしかども
○
慶安の比江戸町式丁目の揚屋に吉弁
と云しかるに吉弁の方へ
て云ふ所を聞きこゝろ
同所の紙屋惣兵衛といひしものも
吉弁の者らぬ
恋ハ彼由井正雪と云しものの余党四
拾人の和歌紙の中に
わるの仲間にてある井ゑ人組の紙
主海の仲間と云ふ接ぎ紙の紙
なり又京所或丁目小部屋といふ者あり
主民流行し冊後の浦面を
詠し加彼高恋をめて
うよりて冊後の方に
んとの情さてのあるも一流の
（世界に所と云ふものの

しゐ流師匠の風俗四つのうしろ立て語り
こうを指南ありしに勤ぶ者は彼四節を云
と毋後と兼合て一流と語りつゝ後に
道化文流儀にて書四節くゝ立てて
世をふかと陰をうつ

●

四節といふものいうる流儀をなせ
りうを伝りし流儀をうつ自笑
うをへる京のあけ云坂めはうさぶし

江戸のつゝ云を世のこと名ありうをつゝ
云伝の流乃ゆゑや第四節を云拍子唱歌
せしゐや乃如道うの考

●

後年多賀やこちつゝ強河東の一と
云家とゝの名四ありまけて河東云ハ
陸小を就おふを東りうこゝを又考ふと
遇へ〳〵世介語流の邪戸家より用十と云
ふうなり

一 鄙にて句さうすのくきも古き洋書
ろ〳〵の句〳〵よりてすのくきの
遠ふとなるまことにそもそも本色にて用
もちらや
すのくきに花を挿又活撰ともも
書くハ初冬小あり今は秋に属ハ
きく すのくきハふかきこゝろにて句素挿
句なり

三島梅 清撰の句さやうもの文化年間も句
にすのくきの遠しのあり大所河岸
と遠ひ大入世小店と異用あり 山もぐ記
とひ〳〵新遠の役のうち中にも四ぐた
らいあひ〳〵節もの忘常役の雑妓とこ
して三味線番と号く

○
俳諧の解小俳たゝ猛為ら俳こき
ものゝるものとりいあんらしひといふと

[illegible]京橋の[illegible]小慶[illegible]と
[illegible]し[illegible]医者[illegible]し[illegible]ゆ[illegible]伝ハ[illegible]この如く
[illegible]の[illegible]の[illegible]人小遠流[illegible]
とつ[illegible]し遠流の[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]種[illegible]
き者の[illegible]をけ[illegible]ハあ[illegible]ら[illegible]ら[illegible]ら[illegible]
て流小[illegible]流り[illegible]葉と成り[illegible]世慶[illegible]
小[illegible]て[illegible]年十四月[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ま[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]人

孔[illegible]して九[illegible]所の[illegible]ロを[illegible]
の[illegible]ものと[illegible]小[illegible]小[illegible]遠[illegible]
[illegible]の[illegible]へ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]の人[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
[illegible]も[illegible]彼[illegible]六人の[illegible]あり
[illegible]石所の[illegible]月小[illegible]遠[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]て[illegible]ハ[illegible]
[illegible]遠[illegible]

けるゝ事異体にて[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
せ[illegible]所ゝ又ゝ[illegible]
[illegible]
四書所様へ四所[illegible]
[illegible]
[illegible]と山口新八と云浪人と一人の軍人と

四人連ゝて[illegible]所ゝ[illegible]
遠[illegible]ゝ[illegible]合て[illegible]安ゝ[illegible]
[illegible]附[illegible]安を初[illegible]人の浪人もう
[illegible]人[illegible]近藤と
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]慶安と浪人と二人ハ所の者[illegible]
[illegible]所石谷[illegible]様へ[illegible]所

小侍の志願をも後に一人ありしを
と同じせ〳〵速と如き事とて
と先ひしに志願同じある仕形にて二人
の法人を以のみ何ぞ業安八僕の者
生をいとしとせ〳〵ふ所行なんや

○ 志願所の童子なのにすさまじふけ
と重所の人如と云しるなり

● 業安形のものの人に捉ひて動こと
廊へと入事あるとあるをうまハ仏尊と
流云と 第るるへしけいあんと云ふ
云葉に家に法に世に出ふ云ふ
なるもの 能示八家なるとあるを 當世
物を編法ましは是人なの世法
をけいあんと云拾ひいあんといふ意拾
るへし

三馬按 変居今年人の只生者の色

称とゝのれり文化の今ふ迄てをけいらん
らしいといふ坂安の言と雷ぞ新謂
醫碧梅世伝の言よ慶庵口とふくい
つくりのぞるとゝもとゝへてこれぞも
しめ句べき
三馬ゝこゝにつる。けんあんらしいと怪
薄らしいわけいもくるでをきゝへて
そんをも文化面付の伝言よハるべりか
う或ハおべりかい或ハるべりの筆ふこいづも
茂句をけのうゝとゝる言ごんとうゝるる
ゝ言ゝ

○

寛政三年十月きりムギ町すりあ大ふて
元吉原大門町の色ゝ頭猪を
出附吉原の町人を三十余人命ぜ町の車
側とゝゝ切ゝと泥く栗ふ内風怒く
大めこ馬振り一面ゝ霞し掛りをぞ

[illegible]京の者も活流と称し或ハ紙こを
拵こ業と仕て為し[illegible]小[illegible]なりけ
ハ[illegible]とあり面拵す[illegible]為てこ又うけよう
大こに拵とあり[illegible]働[illegible]て[illegible]
下[illegible]の中にて[illegible]
石谷[illegible]拵[illegible]所[illegible]紙[illegible]歩働と
[illegible]
[illegible]馬の[illegible]

せぬうして大こに拵こ[illegible]
歩行[illegible]働[illegible]る者[illegible]小こ[illegible]所[illegible]
[illegible]同所[illegible]同所代[illegible]
[illegible]同所[illegible]同所[illegible]同所
[illegible]同所[illegible]同所[illegible]
七蔵同所[illegible]同所[illegible]
[illegible]者[illegible]小同こて働[illegible]
[illegible]小て働[illegible]

●

キリムキ町と行ふやうなたしらかすす
はしの名ふて考れも富沢町車例なれも
風下とうくうきハ西の風ふて東南へ
焼くるとなるらる後まもキリムキ町より

○

その東ハ町之花町迄の名ふるへしや
新町山本屋吉沢方に待山といひし
吉丸あり髪の法やうハ長こう髪と
白こう髪ふて行事の伊達むすび勝心
風にてそふすこと揚屋大つ口の吉丸
まて始く新たふ出る口ハ又町中の吉丸指
ふの名元を御山とうんとて中の町
此西例ふ茶屋多ふ初て揚やつ

この道中のまことにうつくしきものなる
ことをなつかしく八文字を過てゆくこと
難しい家をとりこめうつくしきこと
今世にまれなる廓すべて世人の
跡を女郎小さき物に紙を腰にはり
詠じ給ふ

妹背山なかを隔てる川のうすこほり
とけてもいとゝ袖をぬらすな

此猪山ゝ富永三年十月十日玄蕃の後家
初てあらはれ出その上黒猪なりしが
その少純ふれの是を詠ずるいとせしと
いへること十一文字を絶せるゆふ風にて
能中小てうつくしきもの風のこと
能中の是にて二度百年の後も是を響ふ
京へ〳〵浮田とうふ舞の風を寛永の
中京都四条にて如奈舞のうつし

北潟田舞と云へる舞女の法し初
るものとそ安にまつ〻と作と云へる法し
舞の一風なり古よりそ小車白拍子
しつ〻に板おふ大指柳丁の民を唐や
と云へる拍女なりいろいろ記なとを拍
女の舞風とそ面白きとそのまい仍
しつ〻に舞ふ〻に指洋を原破の所
の郭風なる面へかくいふ〻を安

より記りあるなる面〻

○ 同家の常盤と云へる女師を傳ふ〻
今盤とあ〻へ云へしまと丈と北八の孫
云

なりしある道こそかなを一人無小
志のかたをおかし苦なりなを

● 世云拍子ある拍女かくうさ動すそ
のまま先い流〻あまてそも已〻の者の

上古のきぬをもちゐつむがを皆
同じ事と詠じ侍りしかども係あるを
て哀れいと深しさまで世ごころもハも
しや武蔵なる女の少そをうしに
やあるか

一

宮なる乙女の和歌の姫文世かうの小ハの
ふしを見てもの年月の久しきに手なる
初を侍る人里人の口ずさみと見しと

てうてて情しむ角こうの小そ侍年
天のを今詠歌あるはをきた　言尾
学や二変まてをを口のうち　藤宝
忘死ふも高墳て侍る歌　奥元
初事や流ら宴を侍ひしつ　こ参を
源氏物語の紫の巻に曰あつまとをかの
さて河内伝を流ふ河こうにハ田とて
つくれ為しをかの山をこえ里をこゝへ

若うあまこさうまをせる所つまハ和琴の
拍子石ゐ月てゝ又東絹とて秘曲を之ゐ
流ゑ風伝の拍子ゆに首のを一之東絹に
てをゝさゝて出ゑをとゝふこそ世ゑ知る
人柿こ

。和琴。琴小笛拍子拍子とて神乐俗馬
ゑよ用るものあり又拍子にハをかゝさこ拍子
にハ句こうきてといへり又笛ゑ七毎ゑ曲

浄ふかゝとをゝうこゝとゝふとゝゝ細芸能古
来不審こ中昔ゑ来橋のゝをゝ石ゑる
〳〵ゑ橋は常ゑ流のゑのゆむをあこゝ
を来橋かゝゝ浄ゝゝゝ付ゑふ所ゝ
ゝべ〳〵細要こ

和歌や拍ふ岩ゑ又拍　三尾
和歌や詠ゝ深ゝ一ゝ原ゑ　浦雲
ゆ琴や弾ゝ琴ゝ琴ゝ芳ゝゑ音のこ　山葉

右の句を悟対山田宗やの又の発句なるよし

○ 又聞いしらせぬるとき八花よ義　忘れなんを　主頼

○ 姫松のかをるぬるやぬるやぬるの和　の雑を　之爾

○ 右の発句二首を御山方壁に貼書する

縦尺弐枚横弐枚と之国の名句に貼の短

冊二枚に右発句を書たる紙を枝樹に

小しらてをに山方の名よりまた又一つ井戸

吉宴のことにて御山を拝分ル

おかるけりこさいく一ぢやえり恵

宗安御山ゑ志ゆく人の名称

三馬按本語園ゑ山手の御山といひ八

江戸に学えあり大口を左つ

とゝふ揚屋の亭主ゑ武大人ま井戸ゑ

命を誘引あり御山一所ゑて大人面を

あゝト云帰席ル

おかるけりゑ三国一ぢやエ門まる

美酒猪山小侍従の歌に美酒
の山美女猪山とつまとりたるや否
をたゞしく延喜の頃
世字本の中ゆゑ
語図に西田屋門九童がありしかた
かきうるくもるとさかきありまた
ちゝこ門たるゑ流もといふまでの
くゝゝ
三馬云酒の雑話金花といふ字本をえて

りしたその中ふ世の変ゝ記し
あるゆゑこたうつし置ぬ

巻之七下　新吉原九童之伝

享保十六年陸生の頃の頃新吉原ふ
所に行ける西田屋又五郎の抱の九童と
いへる遊女屋をを深せしゝ上文ふ遊
勤の名を沖免あるて西田屋ふ四頭あり
し其頃四方に雛細ゝ諸人の数とな

りぬ又或人九重の詠をる分にお書セ
らまてを下ゆ[illegible]
作り作りぬ実に雅伝の一笑也
南より翔る北の響寒温秋の雁小有のうく
東の出西の流まこ亦駅く重と暁の月は
[illegible]人唐土人の詩つるゆ笠と京
実天の雪殿を雷く楚地の花の花
[illegible]島の道ことにもとなん花作る

うれめを山味の風流の[illegible]
和方代浦の伝石の松を[illegible]の友と
[illegible]雅波津の梅[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の道[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

るあるとぞ武家作のやりことなり角田
川辺の名望より川岸の流れの水となるぬ
し義もの雲をとゝ藤武うむ〻と
あるとゝ作るにやるゝ源のはゝ一首の
うた
はるゝとゝりあるまゝもゝ川
〻ゝゝぬあるれをいつまてゝうむ
花ゝゝ作るゝ人ゝゝ〻ゝ〻ゝ及

ゝゝにつきかゝれのうちをゆゝ
おゝれゝゝ文和分れ十編ゝ曰ふ貴ゝゝく
高位ゝ文ほゝる親ゝゝく知言と答ゝると
ゝゝゝあゝゝ是和分の徳なゝゝ人ゝゝ
是編ゝ
ゝゝく世ゝ君れのくゝをゝきゝゝまや
ゝゝ川岸の流れきくむ弟も
ゝゝゝ京都の曰人ゝゝゝゝ武代友
の妻あゝゝ江戸ゝ来ゝ代寛罷あゝと

遠西[illegible]奴女となりて新[illegible]に
[illegible]

右出雲雜話筆記不知作者冨[illegible]之
[illegible]板[illegible]氏洞[illegible]園小[illegible]山書小
[illegible]

●今[illegible]山[illegible]の[illegible]へ行てそのその行[illegible]へ
[illegible]可[illegible]
三馬[illegible]山[illegible]山[illegible]

[illegible]板[illegible]北刻烈女傳[illegible]冨[illegible]著
国集小[illegible]と長[illegible]ハ略[illegible]

○勝山ハ元神田冊[illegible]後[illegible]茅[illegible]の国風呂[illegible]
市[illegible]風呂屋女[illegible]一[illegible]風呂屋
女[illegible]の時[illegible]市[illegible]風呂屋と仕[illegible]
[illegible]山と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の編笠小袖の袴と云て木
[illegible]の山[illegible]と云[illegible]風俗
[illegible]の麿[illegible]元の[illegible]
[illegible]の[illegible]の姿[illegible]の者[illegible]彼
[illegible]の風[illegible]て冊後の名を[illegible]山
[illegible]冊後[illegible]て冊
[illegible]の勝山[illegible]

大友章[illegible]の城冊後の[illegible]
の面[illegible]その[illegible]に[illegible]て支[illegible]
[illegible]冊[illegible]方[illegible]
[illegible]方の
[illegible]の若
[illegible]て冊
[illegible]

三馬云冊[illegible]諸手に[illegible]
大友章[illegible]の名[illegible]

●一説に往古柳原の辺に冊後ち反と
云へる面白の門ありしが名称の風雅やうう
云ひし年の人々世間に風流面白くて
蕉と号し智恵ありし大門屋と云ふ
京へ登ふるに姿白柄の大小白鞘
の脇差帯し古中村七三郎
といふ役者に冊後と名乗て彼の
冊後反つまり京京といふものと
略して冊京といふと云へり是可笑しき
ものなり

○

絵場の八幡宮
京所あるしや三条高倉に云田と
云し云丈中の所浄瑠璃と云し
揚屋と常宿として外の揚屋へ行
て茶の今十板香揚と云の如くして

三弦琴を彈じて遊び戯れ
ける二人の僧侶と人妻
弁慶の妻を折りて浮世を送り迎ひの
使ひ又合の袖を引きて世を忘れ
を知らぬ者なりと敵対する大祇を世渡り
業なれども吉田が使ふ流行りあるべし
う方へ星野吉右衛門といふ医者の者
お入りなる武州吉田吉右衛門夕方
前をとうてたづねしことをいふ
吉右衛門いふ様なる前をとうてたづねしことを覚えもよ
田がいふ様ハこれなりの女の来て見は
約束の如くなるべしと思ひて私は濱一海一行の
こと終りて宿てゐまして七七七年書て
行くも今点来ぬ夜行のものなるべ
彼女小宮の様なるものをせよ
いつて主女の部分がおしく切れた

汗を流し用ひをあんまりしていふ言葉
の受て居る大こふ免て有き義うれ女の
七の字と三ツ手をるみをと指て寄りハ
心すをき用ふ方法なる歟しまつて
女を篇ふしてとこツ手けた娘しと
りふ字之女の変行まこやつくみ字
こて方意ある之女の方のとよて娘し
こてるを方法ふ方と判あり

古田ちきに娘しこうるとて義合せの娘
ひ迄ま居をは新屋ら方へ出入する程の
者ゝ二三十人拵ら料理とて祝ひ週
酒者と拵ゝにそなりし又宴席といひ
る祝儀師を呼頂て義理
そ通所のもひうれは人拵料理ふ仙
三十六句とつゝ孫うこめうゝ答意之
うきまゝもひ元の連元へは分ら略く

如斯一色氏の書之吉田に見聞之通
伝とうけて弟子年季の間之所請乃
此儀とかくしき吉原より京を頼込に
せすんば弟子まくしと弟子き者にもしるゝ志
りけるが吉原のよしもし不遠す二ヶ月斗
過て吉田門に大人の方へ申文して納
りけるに候由申しきめて帰りけり
○吉原へも小紬一反張十枚もし田より送

吉原之よき一義ととて思ひもよらぬ徒も
しかありこき者ども吉原とより那郷の吉
原とてぞありける
●定附を申惑の江の人へ紀元和労ふ
の此下人之弟子より伝之と好之貞徳
吉原へと申し吉原の集ふと入白く
へ曲りこ吉江戸へ而て伝えとさしに
移しけるへ吉原京へ入遣てこ半紙

猶同家に来ありしときまた家に吉田の
冬はしめ数十ありけり
言居の著にと源八三月と著して三五に
やはるめ能によしし得のしとせらるゝ之
ついては

●一 享保年中京にや或古つとえへる豪丈
在家に来りたる所数捨文の中た武年
判者清を乞しして速有りし武備の在に或
揚更にてをのれ賦しかりとて伝之縁
ことね考ま備例をもて大臣かく探なして
もと具見めぬ同見しえへともなる記
そ京ありは或るところ法のかれに賦有し
志つたしあるせていへしも京らに合点せに
をあらは合十句としせん探せすといへり
京らは合点せには俳じて歌十句有らせ
んとえへしも合点せとれも三十句そらせん

とらしはまして漸ミ浦会点して上りし
尿かましくして三十余を渉て大笑ひ
を志りうしてそ後年揚屋町に拓室八ミ浦
とらへる大皺けなるかまる大臣に従て
中の町の茶屋小寄して居りるか京
町より三浦か抱の高尾中の町へ出て来
まるその容姿美しく器之大臣八ミ浦に
ミゆるハ示あの高尾を笑ハせ給へハ

今十両つかハせんとありけれハ八ミ浦岩ハく
うとてやりて揔遷来まるこ高尾か前へ
行て疎れして高尾か顔をみて尋
ハ高尾笑ひをかくしの手ねる辞して
完ホと笑ひ給ふされハ絹ホのこく今
十両と従ひけるやうの主居かそかき
ら臣宿小世渡る若郁郎なるぬハ为き
か如き事も情しく江戸の繁華成あり

小女國紀京二之巻

新造船ヨリ婦ヲ形造ルトキハ丈ノ親ヨメヲ迎ヒトテ新シアタヲ造シ友ノ者ヨリ
南扇ヲ屋根和ヲ数ノ造船ヲ祝ヒて婦人の彩ヲ形をつくり
舳ニ乙婦ト新婦トノ絵ヲ入ル（ホシテ女ヨヨクルナレハヨメヲ新造トイフ